

東京大学職員の選考採用に関する取扱要項

平成17年2月3日
総長 裁定

改正 平成19年 3月29日
改正 平成19年 9月 4日
改正 平成21年 4月 1日
改正 平成21年12月 1日
改正 平成27年 3月19日
改正 平成29年 6月29日
改正 令和 2年 3月27日

(目的)

第1条 この要項は、東京大学教職員就業規則（平成16年東大規則第11号。以下「就業規則」という。）第4条に定める選考による職員の採用（以下「選考採用」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(選考採用の公正の確保)

第2条 選考採用は、公募等により幅広く人材を求めるとともに、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、厳正な選考によって採用者を決定しなければならないものとする。

(選考採用の適用範囲)

第3条 次の各号の一に該当する場合で、競争試験又は職員の配置換その他の方法によっても人材の確保が困難なときは、選考により職員を採用することができる。

- (1) 相当高度な専門的知識又は技術を必要とする業務に採用する場合で、次のイ又はロに該当するとき。
 - イ 国家資格等の客観的な能力の実証ができること。
 - ロ 専門的職務について一定の経験年数があること。
- (2) 当該職務に従事するにあたり一定の資格免許の取得が条件とされる職務に採用する場合
- (3) かつて東京大学（以下「本学」という。）の職員であった者で、次のイ又はロに該当するとき。
 - イ 本学の要請に応じ、引き続き国家公務員の職又は地方公務員の職（以下「公務員」という。）になるために退職し、再び本学の職員として採用する場合
 - ロ 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の外国での勤務等に伴い、外国に住所又は居所を定めて生活を共にするため退職し（本学での勤務が3年以上の者に限る。）、本邦へ帰国後に再び本学の職員として採用する場合
- (4) 公務員に就いている者で、採用後一定期間を経過した後に退職し、公務員に復帰することが前提とされている者を採用する場合
- (5) 本学以外の国立大学法人等から採用する場合
- (6) 就業規則附則第3項に規定する育児休業、就業規則附則第5項に規定する産前・産後の特別休暇又は就業規則附則第6項に規定する自己啓発等休業及び配偶者同行休業の代替職員を採用する場合

- (7) 東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程（平成29年3月22日東大規則第78号）第2条第2項各号に掲げる者を採用する場合
- (8) 附属施設において、人材確保が極めて困難であって、当該施設の事務に著しく支障をきたすおそれがある職務に採用する場合
- (9) その他一定の技術又は知識を特に必要とする職務に採用する場合
(選考採用の要件)

第4条 選考採用する場合は、原則として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 選考採用することについて、総長の了承を得ていること。
- (2) 当該選考の対象者の募集が、公募又はこれに準ずる方法により行われていること。
- (3) 公募は可能な限り多様な方法によることとし、十分な期間を設けて周知すること。
- (4) 当該選考の対象者を総長に推薦し、審査を経ること。

2 第3条第2号から第7号まで（第3号ロを除く。）に規定する選考採用の適用範囲については、前項の規定は適用しない。

(選考の方法)

第5条 選考は、次の各号に掲げる能力実証方法のうち2以上のものを併せて用い、その成績を総合して得られた結果によって行うものとする。この場合において、個別面接による人物試験を最終選考の方法として用いなければならない。

- (1) 作文試験（文章による表現力、課題に対する理解力その他能力についての試験）
- (2) 人物試験（人柄、性向等についての個別面接、集団面接又は集団討論による試験）
- (3) 経歴評定（採用しようとする職種の職務の内容に照らして選考の対象者の過去の経歴の有効性について行う評定）

2 前項に規定する能力実証方法に加えて、必要と認める場合は、専門試験、身体検査その他の能力実証方法を用いることができる。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、選考採用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要項は、平成17年2月3日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要項は、平成19年3月29日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要項は、平成19年9月4日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和 2年 7月1日から実施する。